

第5節 基本施策及び推進事業

1 地域における子育ての支援

1) 子どもの権利に関する住民の意識の醸成

次代を担う子どもたちの人権を最大限尊重していくことは「児童の権利に関する条約」で示されています。

子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる地域を推進するためには、すべての市民が子どもの権利や子育てに対し、関心を深めることが大切です。

このため、市民の意識啓発を図るとともに、行政はもとより、家庭、学校、地域、関係機関、企業等が、それぞれの立場で適切に役割を分担し、相互に協力するために、意識啓発に努めます。

【推進事業】

(1) 「児童の権利に関する条約」の普及

児童福祉の理念や「児童の権利に関する条約」についての理解を深めるため、広報などによる啓発・普及活動を推進します。

《事業主体》富良野市、関係機関、地域、企業

2) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援をおこなうために、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実や子育てに関する情報提供、相談及び助言などが必要です。

また、女性の就労は今後ますます高まることが予想されることから、子育てと仕事が両立できるよう、子育てがしやすい就労環境づくりが重要な課題です。

このため、通常保育、学童保育センターの継続開設はもとより、様々な特別保育事業の実施及び充実等、多様で利用しやすい子育て支援サービスの提供や、地域における育児不安の解消や子育てに対する支援を行う「地域子育て支援センター」の充実を図ります。

【推進事業】

(1) 一時保育事業の充実

保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童を預かる一時保育事業の充実に努めます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：実施箇所数】 平成16年度：2箇所（市単独事業）

平成21年度：2箇所（特別保育事業）

(2) 病後児保育事業の実施

児童が病気の回復期であり、集団保育が困難である期間、児童を保育所、病院等の専用スペースで一時的に預かる病後児保育の実施に努めます。

《事業主体》富良野市、医療機関

【数値目標：実施箇所数】 平成21年度：1箇所

(3) 学童保育センターの充実

昼間に保護者が就労等により不在となる小学校低学年の児童を保育する学童保育センターの充実に努めます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：実施箇所数】 平成16年度：5箇所

平成21年度5箇所

(4) 子育て短期支援事業の充実

保護者の就労・疾病等により、家庭における養育が困難となった児童を児童養護施設「富良野国の子寮」で一定期間養育する短期預かり支援（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、児童養護施設

【数値目標：実施箇所数】 平成16年度：1箇所（ショートステイのみ）
平成21年度：1箇所（ショートステイ、トワイライトステイ）

(5) 地域子育て支援センターの充実

地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う地域子育て支援センターの充実に努めます。

《事業主体》富良野市、ボランティア

【数値目標：実施箇所数】 平成16年度：1箇所 平成21年度：2箇所

(6) つどいの広場の開設

主に乳幼児をもつ子育て中の親子が気軽に交流、集うことのできる場を提供する「つどいの広場」事業の開設に努めます。

《事業主体》富良野市、ボランティア

【数値目標：実施箇所数】 平成21年度：1箇所

(7) 保育所広域入所の推進

保護者の就労状況等により児童を他市町村の保育所に入所させる広域入所を継続して実施します。

《事業主体》富良野市

【数値目標：利用人数】 平成16年度：2名 利用希望があれば随時実施

(8) 認可外私立保育施設への支援

認可外私立保育施設に対し、経営の安定化と保護者の経済的負担の軽減を図るために市費補助金を交付し、経済的な支援を推進します。

《事業主体》富良野市

3) 保育サービスの充実

保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を密にして家庭養育を補い、子どもが安全で情緒の安定ができる環境の下で、健全な心身の発達を促すことにあり、多様化した保育ニーズに対応することが求められています。

また、幼児期の教育における幼稚園教育は、家庭での生活を基礎としながら、家庭では体験できない社会、文化、自然等に触れながら、幼児の自主性に向けた基盤を育成する場であり、幼児期からの個性を尊重したゆとりある教育の充実を図ることが必要です

このことから、特別保育事業の充実及び拡充に努め、保育所と幼稚園の連携により、子育てに関する情報交換の場を設け、子育て支援に関し総合的に推進していく必要があります。

さらに、公立保育所の充実と効率的な運営を図るために、認可保育所・へき地保育所の運営形態の見直しが課題となっているため、調査・検討を進めます。

【推進事業】

(1) 市立保育所の運営検討

多様な保育ニーズに対応できる保育所として、認可・へき地保育所における今後の運営形態について調査・検討を進めます。

《事業主体》富良野市

(2) 乳児保育の受入れ枠拡大

乳児保育の受入れ枠拡大に努めます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：受入人数】 平成16年度：9名 平成21年度：15名

(3) 産休明け保育の実施

乳児保育を産休明けから受け入れるように努めます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：受入人数】 平成21年度：15名

(4) 障がい児保育の充実

発達に遅れや心配のある子どもの発達や集団での適応性を促進するため、保育所、幼稚園での「障がい児保育」の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、幼稚園

【数値目標：受入可能施設の割合】 平成21年度：100%

(5) 保育時間の延長

認可保育所における11時間保育の実施に努めます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：1日の開所時間】 平成16年度：10時間15分

平成21年度：11時間

(6) 休日保育の実施

休日保育の需要を見極めながら実施を検討します。

《事業主体》富良野市

【数値目標：実施箇所数】 平成21年度：1箇所

(7) 保育所と幼稚園の連携

保育所と幼稚園の連携を図り、研修会の開催や地域の実情や需要に応じた事業の促進に努めます。

《事業主体》富良野市、幼稚園

(8) 幼稚園の充実

就学前教育を担う私立幼稚園の振興を図り、未就園児を含めた親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報交換の場や機会を提供し、子育てを支援する活動の促進に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会、幼稚園

(9) 幼稚園預かり保育の充実

幼稚園における預かり保育の充実を図ります。

《事業主体》教育委員会、幼稚園

【数値目標：実施箇所数】 平成16年度：4箇所

平成21年度：4箇所

4) 子育て支援のネットワークづくり

世代間における育児知識の継承が困難になったり、地域社会とのつながりの希薄化等により隣近所とのつきあいが薄くなったり、相談相手もいなく、子育てに対する不安を抱えて一人で悩んでいる母親が増加しています。

こうした親たちが、悩みや相談を気軽にでき、適切な助言を受けることができるように、様々な相談員や民生児童委員など関係機関の連携により、多様化、複雑化する相談内容に的確に対応することが求められています。

このため、相談・支援体制の整備充実を図り、子育てサークルの活性化や子育て支援サービス情報の一元管理など、市民が子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て支援ができるよう意識啓発に努めます。

【推進事業】

(1) 相談体制の充実と関係機関の連携

子育て支援の基盤となる相談・支援体制を整備充実するとともに、地域子育て支援センター、子育てサークル、保健センター、子育てボランティアなどの社会資源の活用による充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体

(2) 子育てサークルの活性化

子育てサークル相互の交流により、子育て関連の情報を交換する場づくりを促進し、子育て中の母親等の子育て不安の解消が図られるよう努めます。

《事業主体》富良野市、関係団体、地域、企業

【数値目標：団体数】 平成16年度：7団体 平成21年度：7団体

(3) 子育て支援ガイドブックの作成

各種の子育て支援サービス情報をまとめた子育て支援マップや子育て支援ガイドブックの作成・充実やホームページによる分かりやすい情報提供に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関

【数値目標：年間発行回数】 平成16年度：1回 平成21年度：1回

(4) 子育てに関する意識啓発

市民が子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て支援ができるよう、講演会や研修会等を開催し、子育てに関する意識啓発を推進します。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、地域、企業

5) 児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があります。

こうした中、子どもたちが年齢の異なる友達との交流を含め、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進と、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ることが必要です。

また、子どもが豊かな心や健康な身体づくりを育むためには、優れた文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を提供することが必要です。

富良野市は「青少年健全育成都市宣言」のまちであり、今後とも市民が一丸となって青少年の健全育成に取り組むことが大切です。児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、学校等の社会資源及び子ども会、主任児童委員、民生児童委員、地域等が連携し取り組みを進めることが効果的であります。

このため、青少年団体の諸活動、文化・スポーツ活動等の推進による多様な体験活動の機会の提供、子供同士や高齢者とのふれあい、ボランティア活動等を通して子どもが健康で豊かな人間性を育めるよう、地域における健全育成活動を推進します。

【推進事業】

(1) 児童館活動の充実

異年齢集団での遊びを通して児童の交流を深める場として、利用しやすく楽しめるような児童館活動の充実を図ります。

《事業主体》富良野市、地域

【数値目標：児童館箇所数】 平成16年度：5箇所

平成21年度：5箇所

(2) 少年団体の育成及び活動の支援

子どもが地域の一員としての自覚や社会性を身につけるため、子ども会等の各種少年団体や地域活動への参加を奨励し、家庭・学校などでは得がたい体験学習の実践に努めるとともに、少年団体活動の活性化の支援に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係団体、地域

(3) 文化・スポーツ活動の推進

異年齢児等との交流や郷土の伝統文化等の伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年団等の子どもたちの継続的なスポーツ交流活動等の活発化を推進します。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体、地域

(4) 非行防止活動の推進

子どもの非行防止のため、少年補導センター、警察、学校、地域社会や関係機関・団体等と連携して街頭補導や非行防止活動を実施し、共通の理解と認識のもと、いじめや非行等の問題行動の未然防止や解決に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体、地域

(5) 地域における青少年健全育成の推進

地域ぐるみで青少年を心身ともに健全に育てる意識や地域における教育力を高めるとともに、関係機関・団体との情報交換、連携強化を図り、青少年の健全育成活動の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体

6) 経済的負担の軽減

子育て中の家庭が期待する子育て支援策としては、医療費や保育所・幼稚園にかかる費用負担の軽減が求められています。

富良野市では、子育て家庭への経済的支援のため、児童手当、乳幼児医療費の助成、保育所保育料の軽減、幼稚園就園奨励費補助をはじめとして各種の制度を実施しています。

今後も子育て家庭への経済的支援を実施していくとともに、国や北海道の制度について改善を要望していきます。

【推進事業】

(1) 保育料等の経済的負担の軽減

認可保育所の保育料は低所得者層や母子家庭等に対し、保育料基準額の認定階層を細分化し負担軽減を図ります。また、幼稚園就園奨励費補助事業を継続して実施します。

《事業主体》富良野市、教育委員会、幼稚園

(2) 児童手当の支給

家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、小学校3年生到達後最初の3月31日までにある子どもを育てる養育者に児童手当を支給します。

《事業主体》富良野市

(3) 乳幼児医療費助成

就学前の乳幼児の通院、6歳までの入院に対し、疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を補助します。

《事業主体》富良野市

(4) 助産施設

保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設です。

《事業主体》富良野市、助産施設

(5) 就学援助

学校教育法第25条に基づき、経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。

《事業主体》教育委員会

2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

1) 子どもや母親の健康の確保

健康に妊娠・出産を迎え、育児していけるために母体の健康の保持増進は大切な意味を持ちます。また、近年、少子化で地域の育児力が低下し、育児に不安や負担を感じる母が増加し、児童虐待も身近な問題として発生しています。

このため、子どもの健やかな成長のために、各種健診や相談事業等の実施により育児支援の充実を図ります。

【推進事業】

(1) 母子手帳の交付及び妊婦健康相談

妊娠届出のあった妊婦に母子手帳を交付するとともに、妊娠・分娩についての相談を行います。

《事業主体》富良野市

【数値目標：妊娠11週までの届出】 平成16年度：77%
平成21年度：90%

(2) 妊婦健康診査

妊婦健康診査料を前期1回・後期1回、出産予定日に35歳以上の妊婦に対しては超音波検査料1回を追加し、一部公費負担します。

《事業主体》富良野市

【数値目標：健診料助成回数】 平成16年度：2回 平成21年度：2回

(3) 新生児・未熟児訪問及び産婦訪問

第1子と未熟児を対象として新生児期に家庭訪問を実施し、発育・発達の確認、育児の相談を行います。また、産婦の健康相談も併せて行い、産後うつ病の早期発見に努めます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：実施率】 平成16年度：93% 平成21年度：100%

(4) 育児支援教室

第1子とその母を対象に、母同士の交流や離乳食の調理実習などの機会を提供し育児不安の軽減を図ります。

《事業主体》富良野市

【数値目標：楽しかったと答えた者の割合】 平成15年度：97%
平成21年度：100%

(5) 乳幼児健康診査及び育児相談

4ヶ月児、7ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児相談を行い育児不安の軽減に努めます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：未受診者支援割合】 平成15年度：82%
平成21年度：100%

(6) 乳幼児健康相談

保健センター健康相談室において、随時個別の健康相談を行います。また、電話による相談を行います。

《事業主体》富良野市

【数値目標：開催回数】 平成16年度：週5日 平成21年度：週5日

(7) 要支援児支援

発育・発達などに心配のあるお子さんや虐待の危険のある子どもの支援を行い、発達支援の場として「あそびの教室」を開催します。

また、療育機関、医療機関、児童相談所などと連携を図り、支援の充実に努めます。

《事業主体》富良野市

(8) むし歯予防対策

むし歯の早期発見のため、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査において、歯科検診を実施します。また、むし歯予防の意識を高め、適切な予防行動がとれるよう、健康教育を実施します。

《事業主体》富良野市

【数値目標：3歳児健診う歯罹患率】 平成15年度：48%
平成21年度：30%

2) 食育の推進

将来の健康には、乳幼児期からの食習慣が影響します。乳幼児期から間食・清涼飲料の摂りすぎや運動不足による肥満の増加、朝食抜きの食習慣などが進んでいます。

このため、健康な食生活に対する意識の啓蒙に努めます。

【推進事業】

(1) 妊婦栄養相談

妊娠期から、健康な食生活についての理解を深めることができるように支援します。

《事業主体》富良野市

(2) 乳幼児健康教育

育児支援教室において、栄養士による健康教育を行います。また、健康教育の依頼にも対応します。

《事業主体》富良野市

(3) 乳幼児健康診査・健康相談時栄養相談

健康診査・健康相談に併せて栄養士による相談を行います。

《事業主体》富良野市

(4) 中高生への健康教育

食をテーマに栄養士による健康教育を実施し、思春期の食生活を振り返る機会をつくれます。

《事業主体》富良野市

3) 思春期保健対策の充実

喫煙・飲酒・薬物が青少年の身近な問題となり、それらの害から自信を守る力を育てる必要があります。

性行動の低年齢化により、中高生の望まぬ妊娠・中絶・性感染症の増加が問題になっています。望まぬ妊娠により結婚しても、その後短期間で離婚に至る場合もあり、当事者や子どもの生活の質の低下が心配されます。

このため、生命の尊さや自分を大切にする姿勢など学齢期から考える機会をつくる必要があります。

【推進事業】

(1) 健康・性に関する知識の啓蒙

学校と保健分野で現状の問題について共通認識を深め、思春期保健の充実に努めるとともに、学童期から生命の尊さを認識し、自尊感情を高めることで、自身の健康管理能力、性の自己選択能力の向上を図ります。

《事業主体》富良野市・教育委員会

4) 小児医療の充実

子どもたちが健康で安全に成長していけるために、小児医療の確保・充実や感染症の予防が必要です。

【推進事業】

(1) 小児医療の充実

子どもの健康・安全が守られるため、医療の確保・充実に努めます。

《事業主体》富良野市・医師会

(2) 感染症の予防

感染症の蔓延予防のため、法で定められた予防接種を実施するとともに、適切な時期に接種をうけられるよう、各保健事業を通じて働きかけていきます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：生後6ヶ月未満のBCG接種率】

法改正により平成17年4月から実施 平成21年度：100%

【数値目標：1歳6ヶ月時麻疹予防接種率】

平成15年度：93% 平成21年度：100%

3 子どもの心身の健やかな成長を促す教育環境の整備

1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携して効果的な取組みを推進することが必要です。

また、家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う男女がその希望を実現できるようにするために、地域社会の環境整備を進めることが必要です。

このため、固定的な性別役割分担意識を是正し、あらゆる分野で男女が共同責任で共に支え合う男女共同参画社会の形成を促進します。

【推進事業】

(1) 社会全体での子育て支援

少子化問題についての意識啓発や情報提供、講座・研修会等の開催を通じ、子育てに関する知識の習得を促進し、少子化問題についての理解を深めるとともに、子育てを夫婦や家庭のみの問題とせず、社会全体で支援する気運の醸成に努めます。

《事業主体》富良野市、企業、地域

(2) 男女共同参画による子育ての推進

男女の固定的な役割分担意識を是正し、仕事と家事や子育てを両立し、いきいきと子どもを育む親の意識醸成を促進するため、地域や家庭、職場、学校教育等を通じ、男女平等意識や男女共同参画意識の普及定着を図るとともに、家事、育児等の知識・技術の習得など、多様な学習機会の提供を推進します。

《事業主体》富良野市、関係機関、企業、地域

(3) 中・高校生に対する乳幼児とのふれあい機会の拡充

中・高校生等が、子どもを生き育てることの意識を理解し、いのちや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館等の場を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組みを推進します。

《事業主体》富良野市、地域

2) 学校の教育環境の整備

次代の担い手である子どもは、活気あふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

このように、子どもたちが生きる力を身につけ、夢を持てるような教育を推進するためには、家庭・地域・学校の教育力を結集させることが一層大切であり、今後も、学校教育と社会教育が共同で事業に取り組む学社融合推進事業の充実を図ります。

また、不登校児のために適応指導教室を開設し、一人一人を大切に活動を通して、子どもの心情や悩みを受け止め、学校への復帰や社会的な自立へ向けて歩み出せるよう支援していきます。

【推進事業】

(1) 学社融合推進事業の充実

家庭、学校、地域と社会教育関係機関・団体との連携を図り、様々な学習機会の提供により総合的な教育の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体、地域

【数値目標：年間実施事業数】 平成16年度：45事業

平成21年度：50事業

(2) 適応指導教室の充実

不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、保護者、学校、関係機関等の連携により、学校への復帰や基本的な生活習慣の改善、豊かな情操や社会性の育成を目的として、相談・支援・指導を行うために「富良野市適応指導教室」(愛称：まいくらす)を設置します。

《事業主体》教育委員会、関係機関、学校、家庭

3) 家庭や地域の教育力の向上

近年、核家族化、少子化、物質的豊かさなど、著しい社会状況の変化の中で、親の家庭教育に関する考え方も変化し、放任や過保護・過干渉、モラルの低下が生じるなど、家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携により、家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要です。

このため、家庭教育に関する情報提供や関係機関の連携による相談体制の整備を図ります。また、自然体験や遊び等を通して、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の充実に努めます。

【推進事業】

(1) 家庭教育の充実

家庭の教育力を高める学習機会の拡充と家庭教育に関する情報を収集・整理し提供を行うとともに、関係機関との連携により相談体制の整備を図り、家庭教育の充実に努めます。

《事業主体》 富良野市、教育委員会、関係機関

【数値目標：家庭教育セミナー参加人数】 平成16年度：2,500名
平成21年度：2,700名

(2) 家庭教育に関する相談体制の充実

家庭、学校、地域及び関係機関等と連携を図り、青少年の健康、しつけ、問題行動、学習など家庭教育に関する相談体制の充実に努めます。

《事業主体》 富良野市、教育委員会

【数値目標：家庭教育何でも相談箇所数】 平成16年度：1箇所
平成21年度：1箇所

4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

1) 子育てに配慮した居住環境の整備

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、持ち家又は借家を含め、住宅の確保のため情報提供等を図ることが必要です。

このため、子どもを安心して育てられ、ゆとりのある快適な生活を送ることができるよう、子育てに配慮したまちづくりを推進します。

【推進事業】

(1) 身近な遊び場「公園」の整備

子どもたちの安全な遊び場として遊具などの整備充実に取り組むとともに、地域住民の協力を得ながら公園の適正な維持管理に努めます。

《事業主体》富良野市、ボランティア、地域

(2) 住宅確保のための情報提供

子育てに配慮した居住環境の確保に向けた情報提供に努めます。

《事業主体》富良野市、関係団体

(3) 子育てに配慮した施設整備

公共施設等の整備については、乳幼児を連れて利用する人への配慮として、子どもが利用しやすいトイレや授乳、オムツ替え等のスペースを確保するよう努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関

(4) 「子育てバリアフリーマップ」の作成

「子育てバリアフリーマップ」を子育て支援ガイドブックに掲載し、子育て世帯への情報提供に努めます。

《事業主体》富良野市

【数値目標：年間発行回数】 平成21年度：1回

2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るために、警察、保育所、幼稚園、学校、民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策の推進に努めます。

【推進事業】

(1) 交通安全教育の推進

これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育の推進に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体

(2) 子どもにやさしい道路の整備

子どもが安心して通行できる道路空間を確保するため、信号機や標識の設置に努めるとともに、通学路の交通安全対策や歩きやすい歩道の整備、雪対策の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、地域

(3) 交通安全意識の高揚

子どもを交通事故から守るため、家庭、学校、地域等の関係機関が連携し、交通安全指導員等による交通安全教室の開催など交通安全意識の高揚に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体

(4) チャイルドシートの普及啓発

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、情報提供等の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体

【数値目標：シートベルト着用率】 平成21年度：100%

3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るために、学校、保育所、幼稚園、地域、関係機関・団体等の連携により、地域ぐるみで地域や学校等における安全を守るための具体的な取り組みが必要です。

このため、「子ども110番の家」など、子どもを守る地域の取組も広がってきており、今後も、学校、地域関係機関等のより一層の連携により、地域ぐるみで地域や学校等における子どもの安全を守る取り組みを進めます。

【推進事業】

(1) 子どもを犯罪の被害から守る取組

住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を行います。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体、地域

(2) 防犯ボランティア活動の支援

子どもが犯罪等にあったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等に対して、地域での子どもに対する犯罪の発生状況等の情報提供を行うなど防犯ボランティア活動の支援を推進します。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関、関係団体

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

1) 仕事と子育ての両立の推進

産業構造の変化による女性労働力需要の増大や自己実現意識の高まり、経済的理由等から共働き家庭が増加している中で、子育てと仕事の両立や家族のふれあいのために、労働時間の短縮などゆとりのある労働環境づくりが必要とされています。

このようなことから、国等の関係機関との連携、企業や職場の理解と協力のもとに、育児休業制度や労働時間の短縮の普及・啓発、出産や育児などで退職した女性の再就職への支援を推進し、子育てをしながら安心して働くことができる雇用環境の整備が必要であり、これらの実現に向けて普及啓発に努めます。

【推進事業】

(1) 育児・介護休業制度の普及

事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい職場環境づくりを関係機関と連携して促進します。

《事業主体》富良野市、関係機関、企業

(2) 労働時間短縮の啓発

ゆとりのある生活の中で子育てができるように、関係機関との連携により労働時間短縮等の導入について普及・啓発に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、企業

(3) 女性の再就職への支援

出産や育児等により退職した女性の再就職を支援するため、関係機関と連携して就業の相談、情報の提供に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、企業

(4) 求人情報の提供

ハローワークふらのが受理した求人情報を富良野市ホームページで「ふらの雇用情報インターネットサービス」として情報の提供に努めます。

《事業主体》富良野市、ハローワークふらの

6 社会的支援を必要とする児童への対応などきめ細かな取組の推進

1) 児童虐待防止対策の充実

近年、富良野市においても児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も深刻化、複雑化しています。すべての児童の健全な育成を保障するためには、児童虐待の防止と早期発見が課題となっており、総合的な支援体制として福祉関係のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関による協力体制が必要です。

このため、児童虐待の早期発見のために、乳幼児健診などの活用や、要保護児童に関する通告義務などについての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図ることができるよう児童虐待防止ネットワークの充実に努めます。

【推進事業】

(1) 富良野市児童虐待防止連絡会議の充実

児童相談所や関係機関・団体との連携により虐待防止ネットワーク「富良野市児童虐待防止連絡会議」の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体、地域

【数値目標：連絡会議の開催回数】 平成16年度：1回
平成21年度：1回
ケース会議は随時開催

(2) 相談体制の充実

保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導及び援助のための相談体制を充実します。

《事業主体》富良野市、関係機関

【数値目標：家庭児童相談員】 平成16年度：1名 平成21年度：1名

2) 発達に遅れや心配のある子どもへの支援の充実

心身の発達に遅れや心配のある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談・支援体制の確立が求められています。

このため、福祉、こども通園センター、保育所、幼稚園、学校、保健師等の連携を強化し、療育システムづくりを構築していきます。

就学期前の子どもたちに対し、療育指導施設としての「富良野市こども通園センター」(児童デイサービス)事業を通じて、身体や知的、言語等の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種相談・援助及び療育支援事業を推進します。

また、学校教育において特別支援教育が導入されることに対し、対象児童及びその保護者が不安なく学校生活を送ることができるよう教育委員会・学校との連携を図り支援体制の整備充実を推進します。

「こども通園センター」平成17年4月より「母子通園センター」を名称変更

【推進事業】

(1) こども通園センター事業の推進

心身の発達に遅れや心配のある児童に対し、相談や個別・集団的な療育を行い、その発達を促すための療育支援施設としてのこども通園センター事業を継続して推進します。

《事業主体》富良野市、関係機関

【数値目標：施設箇所数】平成16年度：1箇所 平成21年度：1箇所

(2) 療育相談体制の充実

相談内容の多様化、複雑化に対応するため、保健師、相談員、療育指導員の資質向上を図り、各関係機関との連携を強化し、一貫性のある療育相談・指導体制の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関

(3) 障がい児保育の充実(再掲)

発達に遅れや心配のある子どもの発達や集団での適応性を促進するため、保育所、幼稚園での「障がい児保育」の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、幼稚園

【数値目標：受入可能施設数の割合】平成21年度：100%

(4) 学童保育センターにおける障がい児受入れ体制の充実

就労等により、放課後に保護者が障がいのある児童の養育をできない家庭に対し、安心して就労できるよう、また、児童の健全育成を図るため、障がい児受け入れ体制の整備充実を図ります。

《事業主体》富良野市

【数値目標：受入可能施設の割合】 平成21年度：100%

(5) 「富良野地区療育推進協議会」の充実

早期療育を関係機関との密接な連携を図りながら、総合的かつ効果的に推進するために、「富良野地区療育推進協議会」の充実に努めます。

《事業主体》富良野市、関係機関、関係団体、民間

(6) 乳幼児期からの継続的な相談・支援体制の確立

乳幼児期から社会人への移行期までの継続的な相談・支援が行えるよう関係機関と連携した相談・支援体制の充実を図ります。

《事業主体》富良野市、教育委員会、関係機関

(7) 特別児童扶養手当の支給

精神又は身体に一定程度の障がいを持つ20歳未満の子どもの養育者に特別児童扶養手当を支給します。

《事業主体》富良野市

(8) 障害児福祉手当の支給

日常生活において常時介護が必要とされる重度障がい児本人に障害児福祉手当を支給します。

《事業主体》富良野市

3) ひとり親家庭への支援

富良野市における母子家庭は増加傾向にあり、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援、就業支援及び経済的支援について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

このため、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所入所に際しての配慮等の各種支援策を推進します。

また、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組みについての情報提供に努めます。

【推進事業】

(1) 母子家庭等奉仕員派遣事業の充実

母子・父子及び寡婦家庭が、疾病等により一時的に生活援助が必要な場合に、その生活の支援者を派遣する母子家庭等奉仕員派遣事業の充実を図ります。

《事業主体》富良野市、関係団体

(2) 児童扶養手当の支給

父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する母又は養育者に、児童が満18歳に到達した年度末まで児童扶養手当を支給します。

《事業主体》富良野市

(3) ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の母及び父と子に対し、保健の向上と福祉の保持及び増進を図ることを目的にひとり親家庭等医療費助成を行い、医療費の一部を助成します。

《事業主体》富良野市